

議案第 35 号

前橋市職員の育児休業等に関する条例及び前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について

令和 7 年 3 月 4 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市職員の育児休業等に関する条例及び前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(前橋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 前橋市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年前橋市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

(前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年前橋市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項後段中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 17 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 17 条の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 17 条の 2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月

1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

- 3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日(前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条の2第2項の規定により時間外勤務を制限する期間の初日をいう。)とし、第2条の規定による改正後の同条例第10条の2第2項に規定する請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、市規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。
- 3 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年前橋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。